

広神中学校PTA規約 案

第1条 この会は、広神中学校PTAと称し、事務局を広神中学校内に置く。

第2条 この会の目的は、次の通りとする。

1. 学校内外における生徒の福祉を増進する。
2. 学校内外における教育条件の整備向上に努める。
3. 学校と家庭との連絡を密にし、生徒の教育に万全を期す。
4. 会員相互の親睦と教養の向上に努める。

第3条 この会は、本校に在籍する生徒の保護者、教職員及び賛同するもので組織する。

第4条 この会には、次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長3名とし、任期を1年とする。ただし、留任を妨げない。
2. 評議員若干名、会計監査は3名とし、任期を1年とする。ただし留任を妨げない。
3. この会には顧問を置くことができる。

第5条 役員の選出は、次のようにする。

1. 会長、副会長は評議員会正副会長会で選出し、総会の承認を得る。
2. 評議員会は、会長、副会長、各学年委員長、各専門部長により構成する。
3. 会計監査は各学年副委員長副会長が兼ねる。
4. 顧問は会長の委嘱による。

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。
3. 評議員は会務を審議する。
4. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。
5. 顧問は、必要に応じて各種会議に参加し、意見を具申する。

第7条 この会の目的を達成するため、次の専門部を設け、連携を高めながら活動を行う。

1. 学年部 2. 文化広報部 3. 生活環境部

第8条 この会は次の会議をもつ。

1. 総会 2. 評議員会 3. 正副会長会(二役会) 4. 専門(学年)部会 5. 部活動PTA

第9条 総会は年度当初に開き、役員、事業、会計等について審議し、承認、決定する。

評議員会は年1回開き、各事業について、審議、決定する。

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、事業収入等を当て、会計年度は4月1日に始まって翌年3月31日に終わる。

第11条 各専門部および各種会議の、基本的役割および構成は、細則で定める。

第12条 この会の規約の変更は、評議員会で正副会長会(二役会)で審議し、総会で出席者の過半数の賛成によって承認、決定する。

第13条 会員や生徒に関する慶弔の規程は細則で定める。

第14条 細則については、評議員会で決定する。

PTA細則1 役員の選出

第1条 会長・副会長の選出

1. 文書で立候補、推薦を募り、それらを基に正副会長会で選出する。
2. 2月末日までに次年度会長、副会長を選出し、学校に報告する。

第2条 役員の選出

1. 各学年で8名の役員を選出する。
2. 各学年で選出された学級委員は、次の専門部に所属する。
①学年部(4名) ②文化広報部(2名) ③生活環境部(2名)

第3条 学年委員長、副学年委員長、専門部長、副専門部長の選出

1. 各学年部は学年委員の中から学年委員長、副学年委員長各1名を選出する。
2. 各専門部は、専門委員の中から専門部長、副専門部長各1名を選出する。

PTA細則2 各種会議及び各専門部の役割と構成

第1条 総会

1. 総会は年1回定期に開催し、次のことについて審議する。
①役員の承認
②予算、決算の承認
③年間活動計画の承認
④その他重要事項
2. 総会は、必要に応じて臨時に開催することができる。

第2条 評議員会

1. 評議員会は年1回開催し、各事業について、審議、決定する。
2. 評議員会の構成は、次の通りである。
①正・副会長 4名
②専門部長 2名
③学年委員長 3名
3. 評議員会の司会、進行は、正・副会長が当たる。
4. 評議員会は、必要に応じて臨時に開催することができる。

第3条 専門部会

1. 専門部会は学年より選出された専門部員で構成し、専門部活動の推進に当たる。
2. 各専門部の活動内容は、概ね次の通りである。
①学年部
学年PTA活動の推進に当たる。
・学年PTAや行事の企画運営
・次年度役員を決定するための学年PTAを開催する
②文化広報部
生徒及び会員の広報や厚生及び親睦に関する事業の推進に当たる。
・広報誌の取材、編集、発行
・PTA行事、学校行事の周知
・体育祭、合唱コンクールなど学校行事への協力
③生活環境部
生徒にとって望ましい教育環境を整備するための事業を推進する。
・校舎内外の環境整備活動
・学校保健委員会への参加協力

第4条 正・副会長会(二役会)

1. 正・副会長会は必要に応じて開催し、PTA活動の会務全般について連絡・調整に当たる。
2. 正・副会長会の司会、進行は、会長が当たる。

第5条 部活動PTA

1. 部活動PTAは、生徒の所属する部活動の保護者をもって、部活動ごとに構成する。
2. 各部活動PTAごとに責任者、副責任者を選出する。責任者、副責任者の任期は原則として9月から次年度の8月までとする。

第6条 役員総会

1. 役員総会は年1回、年度当初に開き、新年度役員全体の顔合わせの会とする。
2. 各専門部の活動計画、予算案、PTA規約改正の審議等を主な内容とする。

PTA細則3 広神中学校PTA慶弔規程

第1条 広神中学校教職員、生徒、および会員に関する慶弔のことは、この規程による。

第2条 慶弔の基準は次の通りであるが、状況の程度により、その都度協議する。

1. 協議を要する時は、会長は副会長、幹事等に諮る。

2. 慶弔の基準

(1) 教職員に関する場合

①死亡、病気、災害

その都度協議する。

②配偶者、子供の死亡

10,000円とする。

(2) 生徒に関する場合

①死亡

10,000円とする。(会長、校長、学年主任、学級担任参列)

②災害

その都度協議する。

(3) 会員に関する場合

①死亡

10,000円とする。

②災害

その都度協議する。

PTA細則4 広神中学校PTA旅費規程

第1条 広神中学校PTA活動に伴う旅費のことは、この規程による。

第2条 旅費は別表に定める料金を支給する。

第3条 旅費の全部又は一部を、招待その他の理由により他から費用の支払いを受けたときは、本規定に定める旅費は支給しない。

第4条 本規定にて処理できない場合は、その都度会長、副会長で協議する。

第3条関係 別表(支給する旅費料金表)

県内出張

(単位:円)

| | 旅費(交通費) | | 旅費(交通費) |
|------|---------|---------|---------|
| 魚沼市内 | 500 | 新潟市 | 5000 |
| 小千谷市 | 2000 | 上越・下越地区 | 6500 |
| 長岡市 | 3500 | | |

*附則

広神中学校PTA規約

平成元年 4月27日制定

PTA細則1 役員の選出

平成元年12月12日制定

PTA細則2 各種会議および専門部の役割と構成

平成元年12月12日制定

PTA細則3 慶弔規程

平成元年 4月27日制定

平成21年4月25日 一部改正

PTA細則4 旅費規程

平成25年4月20日制定

PTA細則3 慶弔規程一部改正

平成25年4月20日制定

平成28年4月23日 一部改正

令和6年4月20日 一部改正